五霞町と事業者等との包括連携協定に関する実施要網

（目的）

第１条　この告示は，町が事業者等と締結する包括連携協定について必要な事項を定めることにより，町及び事業者等が複数の分野の事業において，双方の資源を有効に活用した協働による取組を推進することで，地域の課題解決を図り，もって持続的に発展することができるまちづくりの実現及び町民サービスの向上等に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1)　事業者等　事業活動又は公共的活動を行う企業，法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。

　(2)　連携事業　事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行う反対給付を伴わない役務の提供，物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）であって，町の複数の分野の事業で連携するものをいう。

　(3)　包括連携協定　連携事業の実施に当たって必要な事項を定め，町及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

（事業者等及び連携事業の基準）

第３条　包括連携協定の対象とする事業者等及び連携事業の基準は，次のとおりとする。

　(1)　事業者等又はその事業内容が，次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア　法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの

　　イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの

　　ウ　ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）

　　エ　法律に定めのない医療類似行為に係るもの

　　オ　五霞町暴力団排除条例（平成23年五霞町条例第18号）第2条1号に規定する暴力団,同条第2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団員等の関与が認められるもの

　　カ　人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの

　　キ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により,本町から入札の参加資格を取り消されている団体であるもの。

　　ク　その他包括連携協定の対象としてふさわしくないもの

　(2)　連携事業が，次の各号のいずれにも該当しないこと。

　　ア　事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの

　　イ　特定の政党・宗教を支持し，又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの

　　ウ　法令等で製造，提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務又は商品を提供するもの

　　エ　非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ，若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

　　オ　民間事業者等の利益誘導のおそれのあるもの

　　カ　その他連携事業としてふさわしくないもの

（事業提案の基準）

第４条　連携事業として受け付ける事業提案は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　新規で，町が事業者等との連携により実施可能な事業提案

(2)　町が既に実施している施策・事業のうち，事業者等との連携が可能な事業提

　案

(3)　事業者等が社会貢献のために実施する施策・事業で，町との連携により町民サービスの向上に寄与する事業提案

(4)　その他事業者等の自らの発意により，町との連携・協働を希望する活動や分

野に関する事業提案

（包括連携協定の締結等）

第５条　町及び事業者等は，前条各号に掲げる事項について事前協議が整った場合には，連携事業の内容，包括連携協定の条件，有効期限その他必要な事項を明記した書面（以下「包括連携協定書」という。）を作成し，包括連携協定を締結する。

（結果の公表）

第６条　町長は，前条の規定により包括連携協定を締結した場合には，記者への情報提供，ホームページへの掲載その他適切な方法により，速やかにその内容を公表するものとする。この場合においては,事業者等も公表することができるものとする。

（包括連携協定の有効期限）

第７条　包括連携協定の有効期限は，包括連携協定の締結の日から翌年度の3月31日までとし，期間満了の1か月前までに解除の申出がない場合には，満了日の翌日から1年間更新するものとし，以後も同様とする。ただし，町又は事業者等に特別の事情がある場合には，この限りでない。

（包括連携協定の解除）

第８条　町長は，事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には，当該事業者等の申し出た連携事業について，第5条に規定する事前協議を中止し，又は包括連携協定を解除することができる。

(1)　第3条に掲げる基準のいずれかに該当したとき。

(2)　地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により,本町から入札の参加資

格を取り消されている団体に該当したとき。

(3)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により，

町から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され，又は当該業務の全部若しくは一部を停止されたとき。

(4)　民事再生法（平成11年法律第225号），会社更生法（平成14年法律第154

号），破産法（平成16年法律第75号）その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続について申立てがなされたとき。

(5)　包括連携協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等につい

て，監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。

(6)　その他町長が特に必要と認めるとき。

２　町又は事業者等は，天災その他いずれの責めにも期さない事由により，連携事業の実施が困難と判断した場合には，当該協定の解除を申し出ることができる。ただし，連携事業が天災等の際の実施を目的とする場合を除く。

（協議）

第９条　この告示及び包括連携協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には，町及び事業者等がその都度協議の上，これを取り決めるものとする。

（事業の実施）

第１０条　包括連携協定に基づく事業の実施は，担当所管課で行うものとする。

（庶務）

第１１条　包括連携協定の締結及び解消に関する庶務は，まちづくり戦略課で処理する。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか，包括連携協定に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この告示は，公表の日から施行する。